第2章 計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざす人権条例においては、「県は、人権施策を積極的に推進すること」を責務とすることを明記するとともに、人権施策を総合的に推進するために人権施策基本方針を定めることとしています。

人権施策基本方針は、県が各種政策を決定し、実施していくすべての段階で 準拠すべき基本的な考え方を示すものとされており、県は、あらゆる分野におい て施策の策定および実施にあたっては、基本方針との整合に努めるものとしてい ます。

人権施策基本方針では、「人権の基本理念*」である、①人権の普遍性・日常性、②人権の平等性、③個人の尊重、④多元社会と共生、⑤人権の義務的性格について明らかにするとともに、人権に関する「基本施策の推進」「分野別施策の推進」「推進体制」について明記しています。

さらに、この計画において人権施策基本方針を具体化するため、人権尊重の 視点に立った行政の推進姿勢をより明確にするとともに、「基本施策の推進」として「人権意識の高揚一教育・啓発」「人権侵害に対する救済一相談・支援体制の 充実」や「分野別施策の推進」、「推進体制」について示し、県はこの計画に基づき、 人権施策を積極的に実施します。

また、関係する法令等に基づく個別計画が策定されている分野については、各計画に基づき着実な推進を図ることとしています。

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀の実現のため、本計画において次のような社会をめざし、施策の推進を図ります。

命を大切にし、安心して暮らせる社会

命を大切にし、私たち自身の心身や生活が脅かされることなく安心して暮らせる社会の実現とともに、豊かな自然と人権が尊重される社会を将来の世代に引き継ぐことをめざします。

一人ひとりが輝く社会

一人ひとりが様々な個性を持ったかけがえのない存在として尊重され、誰もが 生きがいを持って暮らせる社会の実現とともに、一人ひとりの持つあらゆる可能 性や能力が発揮され、みんなが輝く社会の実現をめざします。

多様性を認め合う共生社会

すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超え、一人ひとりの多様性や「自分らしさ」が認められ、対等な関係の中で誰もが活躍できる共生社会の実現をめざします。

ともに支え合う協働社会

県民や各種団体、企業、行政などの多様な主体が、連携を図り、それぞれの役割や特長をいかしながら、人権が尊重される豊かな滋賀をめざし、いきいきと活動する協働社会の実現をめざします。